

長崎市屋外広告物条例改正説明会 資料

日時：平成31年2月18日（月）

会場：長崎県勤労福祉会館

長崎市まちづくり部景観推進室

改正の理由

(1) 屋外広告物を取り巻く環境の変化

- 近年の異常気象による屋外広告物への影響
- 設置後20年を超える老朽化した広告物の増加



屋外広告物を取り巻く状況が厳しさを増している



今後、屋外広告物の落下や破損の増加が予想され、人身事故の危険性が拡大することが懸念される。

改正の理由（1）

（1）屋外広告物を取り巻く環境の変化

◆台風の増加・大型化による影響

台風の発生件数、中心気圧、最大風速（気象庁ホームページより）

年	発生件数 (9月末)	上陸数 (9月末)	上陸時	
			平均中心気圧 (HPa)	平均最大風速 (m/秒)
平成26年	18	4	970	32.5
平成27年	21	4	977	29.5
平成28年	18	6	979	29.3
平成29年	19	4	971	32.5
平成30年	25	5	967	37.0

改正の理由（1）

（1）屋外広告物を取り巻く環境の変化

◆市内の老朽化した屋外広告物の増加

市内の屋外広告物の設置経過による件数

設置経過年数	件数	比率(%)
20年以上経過	201	11.7
15年～20年経過	206	12.0
10年～15年経過	339	19.7
10年未満	971	56.6
合計	1,717	100.0

※許可申請は広告物で行うため、掲出物件(広告表示枠)の経過年数は不明

改正の理由（1）

（1）屋外広告物を取り巻く環境の変化

◆市内の屋外広告物の落下、破損の件数の増加

市内の屋外広告物の落下、破損の通報件数

年	落下	破損	計
平成 26 年	2	0	2
平成 27 年	0	0	0
平成 28 年	2	0	2
平成 29 年	0	0	0
平成 30 年 (9 月末時点)	9	5	14

※許可申請が不要な自家用広告物も含む。

※平成26年～平成28年は、市に通報があったもの。

※平成29年～平成30年は 警察及び市に通報があったもの。

改正の理由（1）

（1）屋外広告物を取り巻く環境の変化

◆全国的な屋外広告物による人身事故の増加

全国の屋外広告物による人身事故発生件数（1/2）

発生年	年件数	発生場所	広告の種類	人身被害状況
H19	1件	東京都新宿区	壁面広告	重傷
H22	1件	福岡県福岡市	広告板	軽傷
H23	1件	東京都江東区	屋上広告	軽傷
H24	0件			
H25	2件	東京都北区	壁面広告	重傷
		東京都新宿区	屋上広告	軽傷
H26	0件			
H27	1件	北海道札幌市	突出広告	重体

改正の理由（1）

（1）屋外広告物を取り巻く環境の変化

◆全国的な屋外広告物による人身事故の増加

全国の屋外広告物による人身事故発生件数（2/2）

発生年	年件数	発生場所	広告の種類	人身被害状況
H28	5件	広島県甘日市市	壁面広告	軽傷
		長崎県西彼杵郡時津町	突出広告	軽傷
		愛媛県新居浜市	壁面広告	軽傷
		東京都葛飾区	壁面広告	軽傷
		長崎県長崎市滑石	屋上広告	重傷
H29	4件	北海道函館市	壁面広告	軽傷
		愛知県常滑市	広告板	軽傷
		北海道札幌市	壁面広告	軽傷
		山口県岩国市	広告板	軽傷

改正の理由（1）

（1）屋外広告物を取り巻く環境の変化

◆全国的な屋外広告物による人身事故の増加

落下事故発生状況

	札幌市（平成 27 年）	長崎市滑石（平成 28 年）
事故概要	ビル壁面に取付けられていた突出広告が地上 15mの高さから落下し、歩道を通行していた歩行者の頭部に当り被災した	ビル屋上に設置されていた広告の鉄製枠が地上 12mの高さから落下し、歩道を通行していた歩行者の頭部に当り被災した
落下広告	突出し広告	屋上広告物の鉄製枠
広告寸法	縦 30 cm × 横 150 cm × 奥行 30 cm	縦 10 cm × 横 300 cm × 奥行 5 cm
状況写真		

改正の理由（2）

（2）国の対応

国は、札幌市における人身事故を受けて、
管理義務対象者の見直しや点検義務の追加など、
屋外広告物法の運用に関する技術的助言となる
「**屋外広告物条例ガイドライン(案)**」の改正を
行った。

（平成28年4月28日）

改正の理由（2）

（3）長崎市の対応

- 近年の異常気象による広告物への影響
- 設置後20年を超える老朽化した広告物の増加など



今後、落下、破損に伴う人身事故の危険性が拡大することが予想される。



実効性のある点検を実施させ、適正に管理されず放置される広告物をなくすため、新たに点検義務を追加するなど、条例の一部改正を行う。

改正の主な内容（1）

（1）管理義務対象者の見直し（条例第20条関係）

所有者、占有者の管理責任を明確にするため、管理義務の対象者は、これまでの「表示者」、「設置者」、「管理者」に「所有者」、「占有者」を追加する。

	改正前	改正後
管理義務	表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、所有者、占有者

【権利に関すること】

- ・所有者 ... 広告物を所有する者、広告物を掲出するための物件（枠、支柱等）を所有する者
- ・占有者 ... 所有者の承諾又は依頼に基づき、広告物を掲出するための物件を使用する権利を有する者

【行為に関すること】

- ・表示者 ... 広告物を出す者
 - 〔例1: 広告主が自ら表示する場合〕
 - 〔例2: 広告業者が広告主の依頼を受けて表示する場合〕
- ・設置者 ... 広告物を掲出するための物件を設置する者
 - 〔例1: 広告業者が地主の承諾を受けて掲出物件を設置する場合〕
 - 〔例2: 地主が自ら掲出物件を設置し、広告業者が地主の依頼を受けて運営する場合〕
- ・管理者 ... 所有者又は占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理を行う者（広告業者など）

改正の主な内容（1）

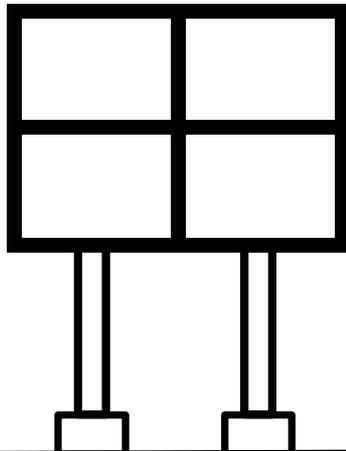
（1）管理義務対象者の見直し（条例第20条関係）

【屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者の関係（例）】

掲出物の設置者

例：地主、広告業者など

【所有者・占有者】



広告物の表示者

広告主、テナント、広告業者など

【所有者】



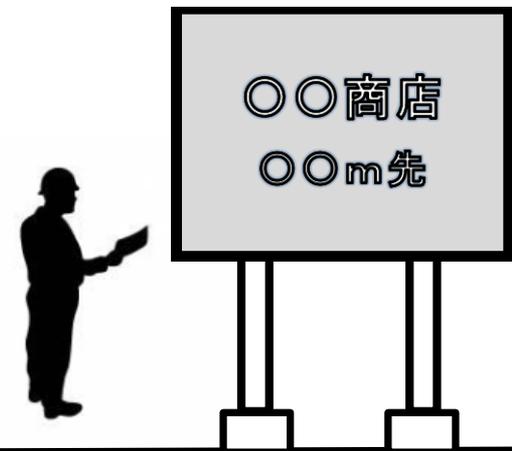
+

=

広告物、掲出物の管理者

例：広告業者など

【維持管理する者】



改正の主な内容（2）

（2）点検義務の追加（条例第20条の2関係）

ア 点検義務の追加

- ・全ての広告物等の所有者又は占有者に対して、点検義務を追加する。
- ・点検は設置後3年以内ごと、ただし、許可等の更新申請時は申請前3月以内とする。

イ 安全点検報告書の提出義務の追加

許可等の更新申請時に、安全点検報告書の提出を義務付ける。

ウ 点検者の資格要件の追加

上端の地上からの高さが4mを超える危険性の高い広告物等の点検は資格要件を定める。

改正の主な内容（2）

（2）点検義務の追加（条例第20条の2関係）

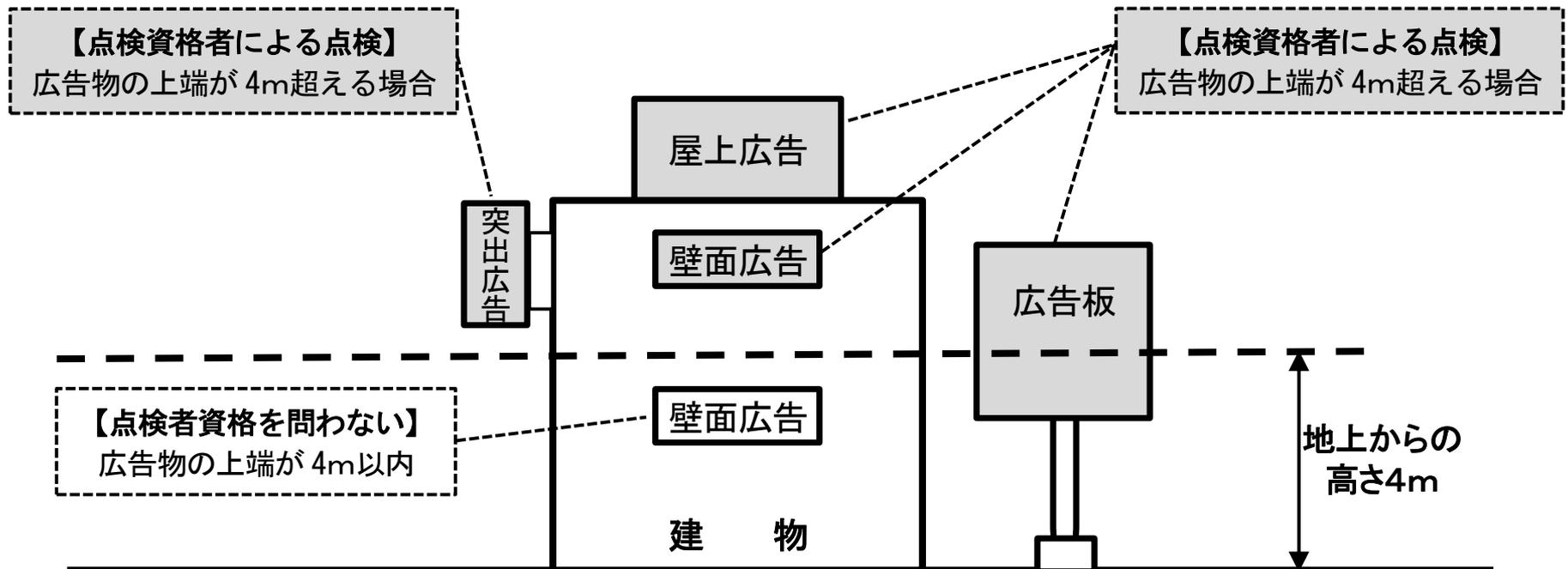
	改正前	改正後
点検義務	—	所有者、占有者
点検対象	—	全ての広告物（簡易なものを除く）
点検報告書	—	許可等の更新時
点検時期	—	設置後3年以内ごと 許可等の更新時は、申請前3月以内
点検者資格 (地上からの高さが4m超)	—	屋外広告士 建築士（1,2級） 特定建築物調査員※1

※1：建築基準法による一定規模以上の特殊建築物等（不特定多数の人が利用するホテル、映画館、百貨店、病院、福祉施設等）の定期報告を行うことができる資格者

改正の主な内容（2）

（2）点検義務の追加（条例第20条の2関係）

【点検資格者による点検が必要となる屋外広告物（例）】



改正の主な内容（3）

（3）屋外広告業登録に必要な業務主任者資格の厳格化 （条例第44条関係）

屋外広告物に関する知識を習得できているか確認できないものを除外する。

	改正前	改正後
業務主任者資格	屋外広告士 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 設置の責任者を5年以上経験した者	屋外広告士 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 設置の責任者を5年以上経験した者

改正の主な内容（４）

（４）大規模広告物※²の管理者資格の厳格化 （条例第32条関係）

屋外広告物に関する知識を習得できているか確認できないものを除外する。

	改正前	改正後
管 理 者 資 格	屋外広告士 建築士（1,2級、木造） 屋外広告業者（登録・届出） 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 電気工事士 電気主任技術者 帆布製品科に係る職業訓練指導員免許者等 設置の責任者を5年以上経験した者	屋外広告士 建築士（1,2級、木造） 特定建築物調査員 屋外広告業者（登録・届出） 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 電気工事士 電気主任技術者 帆布製品科に係る職業訓練指導員免許者等 設置の責任者を5年以上経験した者

※2：建築基準法による建築確認申請が必要な工作物（高さ4mを超える広告塔、広告板等）

施行期日 及び 経過措置

施行期日

平成31年4月1日（公告 平成30年12月26日）

経過措置

点検者資格の追加、業務主任者資格及び大規模広告物の管理者資格の厳格化に伴う経過措置を設定する。

	経過措置
点検者資格の追加	改正前の管理者資格を持つ者も点検者とみなす経過措置期間は、見直し後の最初の更新申請時までとする（最長3年間）
業務主任者資格の厳格化	除外された者も業務主任者とみなす経過措置期間を業の登録有効期間に合わせて5年間を設ける
大規模広告物の管理者資格の厳格化	除外された者も管理者とみなす経過措置期間を広告物の最長許可期間に合わせて3年間を設ける

連絡先

長崎市まちづくり部景観推進室

〒850-8685 長崎市桜町 2 番 22 号 TEL 095-829-1177

FAX 095-829-1175

電子メール keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ「屋外広告物・ふれあい掲示板」

※「長崎市 屋外広告物」で検索ください。

アドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/669000/index.html>

長崎市の屋外広告物制度について知りたい

→「広告物Q&A」

許可申請書等様式のダウンロードがしたい

→「長崎市屋外広告物関係法令集」